

# 五島市下水道事業経営戦略

( 漁業集落排水整備事業 )



(三井楽町高崎地区)

平成29年3月

## 五島市下水道事業経営戦略

団 体 名：長崎県五島市

事 業 名：五島市下水道事業

策 定 日：平成 29 年 3 月

計 画 期 間：平成 29 年度 ～ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

|                       |                 |                        |    |
|-----------------------|-----------------|------------------------|----|
| 供用開始年度<br>(供用開始後年数)   | 平成14年度<br>(14年) | 法適(全部適用・一部適用)<br>非適の区分 | 非適 |
| 処理区域内人口密度             | 0.27            | 流域下水道等への<br>接続の有無      | 無  |
| 処理区数                  | 1<br>(三井楽町高崎地区) |                        |    |
| 処理場数                  | 1<br>(三井楽町高崎地区) |                        |    |
| 広域化・共同化・最適化<br>実施状況*1 | 無               |                        |    |

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

|                                     |  |         |                                     |        |         |
|-------------------------------------|--|---------|-------------------------------------|--------|---------|
| 一般家庭用使用料体系の<br>概要・考え方               | 五島市は、平成16年8月1日、旧福江市、旧富江町、旧玉之浦町、旧三井楽町、旧岐宿町、旧奈留町の下五島地域一市五町が合併し誕生した。<br>下水道事業は、旧三井楽町高崎地区において、漁業集落排水整備事業により平成14年度に整備されたもので、現在の使用料は、平成26年度に改定を行って以来、現行の使用料で運営をしている。<br>高崎地区においては、少子・高齢化による人口減少が進み、加入世帯については今後は増加が見込めないとともに、施設の経年劣化に伴う維持費などが負担が予想される。<br>本来であれば、独立採算での運営が原則であるが高額となるため、水道料金とのバランスを考慮して料金設定しており、現行の使用料のみでは事業運営ができないため、不足分を一般会計からの繰入金で賄っている現状にある。<br>これまでは、政策的な観点から料金改定を見送ってきた背景がありますが、事業の継続には、使用料の適正化に努め、住民の理解も得ながら段階的に使用料の改定を実施し、不足分については一般会計からの繰入金において対応する。 |         |                                     |        |         |
| 業務用使用料体系の<br>概要・考え方                 | なし   |         |                                     |        |         |
| その他の使用料体系の<br>概要・考え方                | なし   |         |                                     |        |         |
| 条例上の使用料*2<br>(20㎡あたり)<br>※過去3年度分を記載 | 平成25年度   | 3,240 円 | 実質的な使用料*3<br>(20㎡あたり)<br>※過去3年度分を記載 | 平成25年度 | 3,908 円 |
|                                     | 平成26年度   | 3,240 円 |                                     | 平成26年度 | 3,850 円 |
|                                     | 平成27年度   | 3,240 円 |                                     | 平成27年度 | 3,442 円 |

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

|        |   |
|--------|---|
| 職 員 数  | 専任職員 0<br>(水産課職員及び三井楽支所地域振興班職員が兼務)  |
| 事業運営組織 | <p>五島市における下水道事業(漁業集落排水整備事業)は、水産課が所管し、三井楽支所地域振興班において施設管理を行う。</p> <pre> graph LR     Mayor[市長] --- WaterAffairs[水産課長]     WaterAffairs --- WaterPromotion[水産振興班]     WaterAffairs --- Sanjiyaku[三井楽支所長]     Sanjiyaku --- RegionalPromotion[地域振興班]                     </pre> |

(2) 民間活力の活用等

|         |                                 |  |
|---------|---------------------------------|--|
| 民間活用の状況 | ア 民間委託<br>(包括的民間委託を含む)          | 浄化センター処理施設の維持管理については民間業者へ管理業務委託を行っている。<br>管理委託の業務内容は、総合点検(年1回)、水質管理等(年12回)、機械保守点検(年48回)、処理施設清掃(施設管理清掃年48回)、処理槽上部助走芝刈年16回)、油脂凝固清掃(マンホールポンプ2箇所年2回)である。 |
|         | イ 指定管理者制度                       | なし   |
|         | ウ PPP・PFI                       | なし   |
| 資産活用の状況 | ア エネルギー利用<br>(下水熱・下水汚泥・発電等) *4  | なし   |
|         | イ 土地・施設等利用<br>(未利用土地・施設の活用等) *5 | なし   |

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

人口減少、高齢化、今後の施設の老朽化等を考えると、使用料のみでの経営は難しく、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない。また、地理的にも近隣地区への事業拡大は考えられない。



## 2. 経営の基本方針

※将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載すること。

五島市は離島であるうえ、少子高齢化や人口減少等の課題があり、厳しい社会情勢を迎えています。海岸等の水質悪化を防止し、豊かな自然環境を維持するとともに、住民生活環境の改善を図るために下水道整備（漁業集落排水整備）を進めました。

現在、五島市における下水道事業（漁業集落排水整備）の処理区域は三井楽町高崎地区のみであり、平成28年3月31日現在において事業計画区域人口57人、30世帯の小規模な集落で、うち処理人口38人、22世帯で、下水道加入率が73.3パーセントとなっています。

高崎地区においても、他地区と同様に少子高齢化による人口減少が進んでおり、65歳以上の方が世帯主となる加入世帯は59.1パーセントとなっています。また、地区内の高齢化比率は45.8パーセントと65歳以上の方で約半数を占めているため、今後も加入世帯の増加は見込めないことから、人口減少に伴う処理可能能力の余剰分の活用を見込むことができない。

また、処理施設整備から15年を経過することから、施設の経年劣化に伴う維持費などが負担の増加が予想されますが、今後も現状を維持しながら事業を継続して行きます。

本来であれば、受益者負担の原則に基づき、独立採算による健全経営を維持しなければならないが、使用料のみで事業運営を行った場合には使用料が高額となり、利用者へかなりの負担が強いられることになるため、水道料金とのバランスを考慮して料金設定しており、不足分を一般会計からの繰入金で賄っている現状にあります。

これまでは、政策的な観点から料金改定を見送ってきた背景がありますが、今後、事業を継続するためには、使用料の適正化に努め、住民の理解も得ながら段階的に使用料の改定を実施するとともに、不足分については一般会計からの繰入金において対応することで、長期的な経営に取り組み、安定かつ良好な住民生活の継続を目指します。

## 3. 投資・財政計画（収支計画）

### （1）投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

### （2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的（対象施設、時期、金額等）に記載すること。

・投資の目標に関する事項

地理的にも近隣地区への事業拡大は考えられないことから、期間中の下水道整備や設備更新については予定がないため、地方債償還金のみを見込んでいます。

・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

期間中の事業拡大等は予定していません。ただし、収益的支出において経年劣化等による施設の維持補修費を見込んでいます。

・広域化・共同化・最適化に関する事項

地理的にも近隣地区への事業拡大等は予定していません。

・防災・安全対策に関する事項

管理委託の業務内容のなかで、機械保守点検（年48回）や処理施設清掃（施設管理清掃年48回）が含まれており、常時点検や目視等による確認を行い、安全対策に努めます。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的（時期、金額、対象施設等）に記載すること。

・財源の目標に関する事項

期間中の事業拡大等は予定していないことから、投資的支出に係る費用は地方債償還金のものであり、一般会計からの繰入金を見込んでいます。

・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

事業拡大や新たな施設整備を予定していないため投資的支出がないことから、投資的費用を捻出するための使用料等の見直し等は見込んでいません。

・企業債に関する事項

企業債の借入の予定はありません。

・繰入金に関する事項

現在の使用料収入では、地方債償還金を負担できるものではないため、一般会計からの繰入金に見込んでいます。

・資産の有効活用に関する事項

地理的にも近隣地区への事業拡大は考えられないことから、人口減少に伴う処理可能能力の余剰分を活用することは難しい。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的（時期、金額、対象施設等）に記載すること。

・民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）

既に、浄化センター処理施設の維持管理については民間業者へ管理業務委託を行っており、今後も民間委託方式を継続していきます。

・動力費に関する事項

事業の拡大等が見込めないことから、現状を維持していきます。

・薬品費に関する事項

事業の拡大等が見込めないことから、現状を維持していきます。

・修繕費に関する事項

平成14年度に供用開始してから約15年経過しており、経年劣化等による施設老朽化も見られることから、維持補修に係る費用の増額を見込んでいます。

・委託費に関する事項

既に、浄化センター処理施設の維持管理については民間業者へ管理業務委託を行っており、今後も民間委託方式を継続していきます。

**(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

|                              |                                    |
|------------------------------|------------------------------------|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項            | 地理的にも近隣地区への事業拡大は難しいため、当面は予定がありません。 |
| 投資の平準化に関する事項                 |                                    |
| 民間活力の活用に関する事項<br>(PPP/PFIなど) |                                    |
| その他の取組                       |                                    |

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

|                    |  |
|--------------------|--|
| 使用料の見直しに関する事項      | 独立採算による健全経営を維持するための料金設定をしなければならないが、使用料のみで事業運営を行った場合には使用料が高額となり、利用者の負担が大きくなるため、一般会計からの繰入金で賄っていますが、今後は事業を継続するために使用料の適正化に努めるため、住民の理解を得ながら、水道料金見直し等とのバランスを考慮して段階的に使用料の改定を実施します。なお、不足分については一般会計からの繰入金において対応します。 |
| 資産活用による収入増加の取組について | 地理的にも近隣地区への事業拡大は考えられないことから、人口減少に伴う処理可能能力の余剰分を活用することは難しいため、資産活用による収入増加は見込めません。  |
| その他の取組             | 平成43年度まで地方債の償還が行われるとともに、年々施設の維持補修費は増加することが見込まれており、使用料による収入では賄うことができないため、一般会計からの繰入金に頼るほかありません。  |

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

|  |   |
|--|---|
| 民間活力の活用に関する事項<br>(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) | 既に、浄化センター処理施設の維持管理については民間業者へ管理業務委託を行っており、今後も民間委託方式を継続していきます。  |
| 職員給与費に関する事項  | 従来どおり専任職員は配置せず、水産課及び三井楽支所職員の兼務により業務に当たるため、職員給与等の人件費は発生しません。   |
| 動力費に関する事項  | 事業の拡大等が見込めないことから、現状を維持します。  |
| 薬品費に関する事項  | 事業の拡大等が見込めないことから、現状を維持します。  |
| 修繕費に関する事項  | 平成14年度に供用開始してから約15年経過しており、経年劣化等による施設老朽化も見られることから、維持補修に係る費用の増額が予想されます。                                     |
| 委託費に関する事項  | 浄化センター処理施設の維持管理については民間業者へ管理業務委託を行っており、今後も民間委託方式を継続します。  |
| その他の取組   | 下水道事業(漁業集落排水整備事業)の経営状況等について、町内会の回覧などにより、下水道利用者へ適宜情報提供をおこないます。また、防災対策や危機管理体制の強化についても、総務部局や消防部局と連携して取り組みます。 |

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

|                     |   |
|---------------------|---|
| 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 | ※進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、更新等に関する考え方について記載すること。<br>経営戦略において設定した各種取組事項について、3年程度の期間を周期として、施策の成果、効果等を関係部署において客観的に検証し、その結果を踏まえた施策の見直しや経営戦略の改定を進めます。 |
|---------------------|---|



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

| 年 度  | 前々年度<br>(決算) | 前年度<br>(決算) | 本年度    | H29    | H30    | H31    | H32    | H33    | H34    | H35    | H36    | H37    | H38    |
|--|--------------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区 分  |              |             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)                        |              |             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 積 立 金 (K)                                    |              |             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 前年度からの繰越金 (L)                                |              |             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 前年度繰上充用金 (M)                                 |              |             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)                  |              |             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 (O)                             |              |             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 実 質 収 支 黒 字 (P)                              |              |             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| (N)-(O) 赤 字 (Q)                              |              |             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ ) |              |             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ ) | 55.81        | 54.76       | 59.26  | 57.20  | 57.11  | 57.02  | 56.92  | 56.80  | 56.67  | 56.53  | 56.38  | 56.21  | 56.04  |
| 地方財政法施行令第16条第1項により算定した<br>資金不足額 (R)          |              |             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)                      | 640          | 629         | 648    | 648    | 630    | 630    | 630    | 600    | 600    | 600    | 600    | 600    | 600    |
| 地方財政法による<br>資金不足の比率 ((R)/(S)×100)            |              |             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 健全化法施行令第16条により算定した<br>資金不足額 (T)              |              |             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 健全化法施行規則第6条に規定する<br>解消可能資金不足額 (U)            |              |             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 健全化法施行令第17条により算定した<br>事業の規模 (V)              | 650          | 640         | 629    | 648    | 648    | 630    | 630    | 630    | 600    | 600    | 600    | 600    | 600    |
| 健全化法第22条により算定した<br>資金不足比率 ((T)/(V)×100)      |              |             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 他会計借入金残高 (W)                                 |              |             |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
| 地 方 債 残 高 (X)                                | 44,255       | 41,898      | 39,499 | 37,051 | 34,556 | 32,013 | 29,420 | 26,777 | 24,083 | 21,337 | 18,538 | 15,684 | 12,775 |

○他会計繰入金

(単位:千円)

| 年 度      | 前々年度<br>(決算) | 前年度<br>(決算) | 本年度   | H29   | H30   | H31   | H32   | H33   | H34   | H35   | H36   | H37   | H38   |
|----------|--------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区 分      |              |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 収益的収支分   | 3,167        | 3,065       | 3,644 | 3,375 | 3,397 | 3,401 | 3,403 | 3,431 | 3,429 | 3,425 | 3,419 | 3,409 | 3,399 |
| うち基準内繰入金 | 888          | 843         | 798   | 752   | 704   | 656   | 607   | 556   | 505   | 453   | 400   | 345   | 290   |
| うち基準外繰入金 | 2,279        | 2,222       | 2,846 | 2,623 | 2,693 | 2,745 | 2,796 | 2,875 | 2,924 | 2,972 | 3,019 | 3,064 | 3,109 |
| 資本的収支分   | 2,311        | 2,355       | 2,402 | 2,448 | 2,496 | 2,544 | 2,593 | 2,643 | 2,695 | 2,747 | 2,800 | 2,854 | 2,909 |
| うち基準内繰入金 | 2,311        | 2,355       | 2,402 | 2,448 | 2,496 | 2,544 | 2,593 | 2,643 | 2,695 | 2,747 | 2,800 | 2,854 | 2,909 |
| うち基準外繰入金 |              |             |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 合 計      | 5,478        | 5,420       | 6,046 | 5,823 | 5,893 | 5,945 | 5,996 | 6,074 | 6,124 | 6,172 | 6,219 | 6,263 | 6,308 |